

補助対象システムの対象設備・費用と基準

⑤配車計画システム

項目	対象設備・費用	基準
開発費	<ul style="list-style-type: none"> システムの設計・開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の補助対象事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用(自社開発も含む)
設備費	<ul style="list-style-type: none"> 配車計画処理ソフトウェア 地図データ サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 配車計画の自動作成を可能とする専用のソフトウェア、専用の地図データ又はサーバーであること
	<ul style="list-style-type: none"> 構内作業員用端末 構内通信装置 	<ul style="list-style-type: none"> トラック積み込み施設の作業員のために配車計画システムに係る情報の送受信を行う専用の装置であること
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・システム利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアやシステムの利用にあたり、事業期間中に発生かつ支払完了する経費(但し、導入開始日から令和4年12月31日までの期間とする)であること 月の途中からソフトウェアやシステムの利用費を支払う場合であって、利用費が日割りされている場合は、当該日割り分の経費
	<ul style="list-style-type: none"> 導入関連経費 	<ul style="list-style-type: none"> システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること